生成 AI の利活用に関する学生向けガイドライン

第 1 条（目的）

本ガイドラインは、学生が生成 AI を学業および研究活動において適切に利活用するために必要な基本事項を定め、学問的誠実性（Academic Integrity）の確保および情報資産の保護を目的とする。

第 2 条（適用範囲）

本ガイドラインは、本学に在籍するすべての学生に適用する。

また、学外における学習活動においても、本ガイドラインを準用することが望ましい。

第 3 条（基本原則）

学生は、生成 AI の利用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 生成 AI は学習および研究の補助的手段として利用すること
2. 学問的誠実性（自らの学修・研究の成果を偽らず、誠実に取り組む姿勢）を損なう行為を行わないこと
3. 情報セキュリティおよび関連法令を遵守すること
4. 大学が定めるネットワーク利用規程に抵触する行為を行わないこと
5. 利用に際しては自己の責任において判断すること
6. 授業および研究においては、担当教員の指示に従うこと

第 4 条（適切な活用）

学生は、生成 AI を次に掲げる用途において適切に活用することができる。

1. アイデア創出および発想支援
2. 文章の要約、翻訳、校正および構成整理
3. プログラミングおよびデータ分析の補助
4. 学習内容の理解を深めるための対話的利用

第 5 条（禁止事項）

（1）学問的誠実性に反する行為

1. 生成 AI の出力をそのまま、または軽微な修正のみで提出する行為（剽窃）
2. 生成 AI により作成された内容を自己の成果として偽る行為
3. 試験、レポート等において、教員の許可なく生成 AI を利用する行為

（2）情報セキュリティおよびプライバシーに関する行為

1. 個人情報を生成 AI に入力する行為
2. 未公開の研究データ、学内機密情報または守秘義務のある情報を入力する行為

（3）法令および権利侵害に関する行為

1. 著作権その他の権利を侵害する生成物の利用または公開
2. 権利関係が不明確な AI サービスの不適切な利用

第 6 条（注意事項）

（1）情報の正確性の確認

1. 生成 AI は誤情報を生成する可能性があることを理解すること
2. 生成結果は必ず一次情報により確認すること
3. 生成 AI の出力を最終的な根拠としないこと

（2）AI の特性に関する理解

1. 生成 AI は利用者の意図に迎合する傾向（sycophancy）を有すること
2. 誤った前提に対しても肯定的に応答する場合があること
3. 出力には偏り（バイアス）が含まれる可能性があること

（3）適切な利用範囲

1. 思考過程を過度に生成 AI に依存しないこと
2. 学習の主体が自らであることを認識すること

（4）利用の明示および透明性

1. 生成 AI を利用した場合は、その旨を明記すること
2. 使用したツールの名称、利用日、用途および範囲を示すこと
3. 必要に応じてプロンプトを保存すること

（5）情報の取扱い

1. 公開情報、学内情報および機密情報を区別して取り扱うこと
2. 判断に迷う場合は情報を入力しないこと

（6）外部サービスの利用

1. 外部 AI サービスの利用に伴うリスクを理解すること
2. 大学が指定するサービスがある場合はこれを優先すること

（7）共同作業における利用

1. グループワークにおいては、生成 AI の利用範囲を事前に共有すること
2. 成果物の責任は共同作業者全員が負うこと

（8）設定によるリスク低減

1. データの学習利用を制限する設定を適切に行うこと
2. 不要な履歴の保存を避けること

第 7 条（インシデント対応）

学生は、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかに大学の所定の窓口に報告しなければならない。

1. 個人情報または機密情報を誤って入力した場合
2. 不正アクセスまたはアカウントの異常が疑われる場合
3. 生成 AI の利用に関連してトラブルが発生した場合

第 8 条（違反時の措置）

学生が本ガイドラインに違反した場合は、本学の学則および関連規程に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第 9 条（改廃）

本ガイドラインの改廃は、関係部局の審議を経て行う。

附則

このガイドラインは、2026 年 9 月 9 日から施行する。